

「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改正後	改正前
<p>企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針</p> <p>平成14年12月11日 公正取引委員会</p>	<p>企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針</p> <p>平成14年12月11日 公正取引委員会</p>
<p>1 趣旨(略)</p> <p>2 事前相談の申出の要件</p> <p>事前相談の申出は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に受け付けるものとする（事前相談の受付窓口は、別紙のとおりである。）</p> <p><u>なお、当事会社は、事前相談の申出の時点で企業結合計画について公表していない事案（以下「非公表事案」という。）であっても、事前相談を申し出ることが可能である。</u></p> <p>(1) 相談の対象となる企業結合計画を実施しようとする当事会社からの申出であること。</p> <p>(2) 将来自ら行うことを予定している企業結合に係る具体的な計画内容を示すこと。</p> <p>(3) <u>下記「4」の第2次審査を行った場合、事前相談に係る事実及びこれへの回答内容について公表することに同意していること。</u></p>	<p>1 趣旨(略)</p> <p>2 申出の要件</p> <p>事前相談の申出は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に受け付けるものとする（事前相談の受付窓口は、別紙のとおりである。）</p> <p>(1) 相談の対象となる企業結合計画を実施しようとする当事会社からの申出であること。</p> <p>(2) 将来自ら行うことを予定している企業結合に係る具体的な計画内容を示すこと。</p> <p>(3) <u>詳細審査を行った場合、事前相談に係る事実及びこれへの回答内容について公表することに同意していること。</u></p> <p><u>なお、当事会社は、事前相談の申出の時点で企業結合計画について公表していない事案（以下「非公表事案」という。）であっても、事前相談を申し出ることが可能である。しかしながら、当委員会が、詳細審査が必要であると判断した場合には、当委員会による取引先等に対するヒアリング調査等が必要となるため、その段階で当事会社が当該非公表事案を自ら公表することに同意しない場合には、事前相談の対象とはしない。</u></p>
<p>3 第1次審査</p> <p>(1) 事前相談の申出</p> <p><u>当事会社は、企業結合計画の具体的内容を示す資料（下記「(2)」参照）を提出する</u></p>	<p>3 事前相談の開始</p>

改正後	改正前
<p><u>ことにより事前相談の申出を行うことができる。</u></p> <p><u>当委員会は、事前相談の申出があった場合、審査の開始に必要な追加資料の有無を検討し、当該企業結合計画の具体的内容を示す資料が提出された日から原則として20日以内に、追加資料が必要ないと判断した場合にはその旨を通知する一方、追加資料が必要と判断した場合には追加資料リストを書面で提示する。</u></p> <p>なお、当事会社は、事前相談を円滑に開始するため、事前相談の申出前に、独占禁止法の概要、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下「企業結合ガイドライン」という。)の概要、事前相談手続、企業結合計画の具体的内容を示す資料の内容等について、当委員会に照会することができる(照会先は、事前相談の受付窓口。)</p> <p>(2) 企業結合計画の具体的内容を示す資料 <u>上記「(1)」における「企業結合計画の具体的内容を示す資料」は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 企業結合計画の概要を示すものとして提出が必須の資料</u></p> <p><u>企業結合計画の概要を示すものとして提出が必須の資料は、以下のとおりである。ただし、以下の資料中、資料が存在しないなど提出困難なものがある場合には、その旨を示せば提出を不要とすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 当事会社の概要を示すもの</u></p> <p><u>会社名(商号)、代表者名、設立年月日、本支店・事業所の所在地、従業員数、事業内容</u></p> <p><u>最終の事業実績(事業報告、貸借対照表及び損益計算書)</u></p> <p><u>株主構成、当事会社相互の関係(株式所有、役員兼任、業務提携、</u></p>	<p>(1) <u>当委員会は、事前相談があった場合には、当該企業結合計画の具体的内容を示す資料が提出された日から下記「4」の書面審査を開始するものとする。</u></p> <p>なお、当事会社は、事前相談を円滑に開始するため、事前相談の開始前に、独占禁止法の概要、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下「企業結合ガイドライン」という。)、事前相談手続、企業結合計画の具体的内容を示す資料の内容等について、当委員会に照会することができる(照会先は、事前相談の受付窓口。)</p> <p>(2) 「企業結合計画の具体的内容を示す資料」を例示すると、以下のとおりである。</p> <p><u>当事会社の概要を示すもの(会社名、事業内容)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>融資，取引関係等）</u> <u>関連会社に関する事項（～の事項に同じ）（注1）</u></p> <p><u>(イ) 企業結合計画の具体的内容</u> <u>結合目的，結合方法，結合対象事業の範囲</u> <u>結合のスケジュール</u> <u>当事会社による結合計画の公表資料・合意文書等</u></p> <p><u>(ウ) 対象商品の概要</u> <u>商品（役務を含む。以下同じ。）の概要（形状，特性，原材料，製法，用途等）</u> <u>市場規模</u> <u>商流，物流</u> <u>対象商品と競合していると考えられる商品</u></p> <p><u>(エ) 対象商品を提供する事業者の概要</u> <u>対象商品を提供する各事業者の名称及び事業地域</u> <u>対象商品を提供する各事業者の名称及び市場シェア（注2）</u> <u>当該企業結合後のハーフィンダー・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）及び当該企業結合によるHHIの増分（注2）</u></p> <p><u>イ 競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素の根拠を示す資料</u> <u>対象商品について，企業結合ガイドラインに記載のある具体的判断要素のうち，当事会社からみて，競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素がある場合，当事会社の任意でその根拠となる資料（資料の例示は，別添を参照。）を提出することができる。</u></p> <p><u>ウ その他当事会社において提出すべきと考える資料</u> <u>当事会社は，以上のほか，企業結合計画の具体的内容を示すものとして提出す</u></p>	<p><u>企業結合計画の具体的内容（結合目的，結合方法，結合対象事業の範囲，日程，当事会社による結合計画の公表資料）</u></p> <p><u>対象の品目・役務とその概要を示すもの（商品の特性，競合品，代替品の存在，流通経路，取引形態）</u></p> <p><u>当事会社の市場における地位（各当事会社の市場シェア，競争事業者の市場シェア）</u></p> <p><u>結合対象品目・役務について，企業結合ガイドラインに記載のある具体的判断要素のうち，当事会社からみて，競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考えられる要素及びその根拠となる資料（例：「輸入」の場合，輸入量・輸入量の増加傾向・国内価格が海外価格と連動していることを示す資料等）</u></p> <p><u>以上のほか，当事会社において，提供すべきと考える資料</u> <u>（注）市場シェアは，当事会社が，競争関係にある取引の場として適当と考える</u></p>

改正後	改正前
<p><u>べきと考える資料を提出することができる。</u></p> <p><u>なお、当事会社は、事前相談の申出時に限らず、当委員会の審査中のどの時点においても、提出すべきと考える資料・意見書等がある場合にはそれらを提出することができる。</u></p> <p><u>(注1) 関連会社とは、対象商品に関し当事会社と水平的又は垂直的關係にある会社のうち、当事会社が総株主の議決権の10%を超えて保有する会社及び当事会社の総株主の議決権の10%を超えて保有する会社をいう。</u></p> <p><u>(注2) 市場シェア及びHHIは、当事会社が、競争関係にある取引の場として適当と考える市場について示せば足りる。ただし、どのような資料に基づいて算出したものであるかの根拠を示すこと。</u></p> <p><u>(3) 第1次審査の進行</u></p> <p><u>当委員会は、上記「(1)」において、追加資料が必要ない旨を当事会社に通知した場合には当該通知日をもって、また、追加資料リストを提示した場合には当該追加資料が提出された日をもって、審査(この審査を「第1次審査」という。)を開始し、原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細な審査(この審査を「第2次審査」という。)が必要な旨を当事会社に通知する。</u></p> <p><u>4 第2次審査</u></p> <p><u>(1) 第2次審査に必要な資料の提出要請</u></p> <p><u>当委員会は、上記「3(3)」において第2次審査が必要な旨を通知する場合には、その対象となる商品や地理的範囲を特定した上で、具体的な独占禁止法上の論点を説明</u></p>	<p><u>市場について示せば足りる。ただし、どのような資料に基づいて算出したものであるかの根拠を示すこと。また、当事会社が議決権保有比率10%を超えて出資する会社及び当事会社の議決権保有比率10%を超えて出資する会社がある場合には、そのシェアを合算したものとすること。</u></p> <p><u>上記の資料中、入手困難なものがある場合には、その旨を示せば、企業結合の概要についての資料が提出されたものとして取り扱うこととする。</u></p> <p><u>4 書面審査</u></p> <p><u>(1) 当委員会は、企業結合計画の具体的内容を示す資料が提出された日から、原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。</u></p> <p><u>(2) 詳細審査が必要な旨を通知する場合には、その対象となる商品・役務や地理的範囲を特定した上で、具体的な独占禁止法上の論点を説明し、詳細審査を行うために必</u></p>

改正後	改正前
<p>し、<u>第2次審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請する。</u></p> <p>(2) <u>第2次審査の進行</u></p> <p>ア <u>第2次審査の開始</u> <u>当委員会は、上記「3(3)」において第2次審査を行う必要がある旨を当事会社に通知した後、第2次審査を開始する。</u></p> <p>イ <u>当事会社による非公表事案の公表</u> <u>第2次審査においては、当委員会による取引先等に対するヒアリング調査等が必要となるため、当該事案が非公表事案の場合には、上記「(1)」において要請した資料を提出する前に、当事会社が当該事案を自ら公表することを要する。当事会社が当該事案を公表しない場合には、下記「7(4)」のとおり、事前相談を中止する。</u></p> <p>ウ <u>第三者からの意見の受付</u> <u>当委員会は、第2次審査を行う必要がある旨を当事会社に通知した後で、かつ、非公表事案について当事会社が自ら公表した後、当委員会において当該企業結合計画について第2次審査を行う旨を公表する。当該企業結合計画につき意見がある者は、何人も、当委員会が第2次審査を行う旨の公表を行った後、30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。</u></p> <p>エ <u>問題点を指摘する場合の手続</u> <u>当委員会は、第2次審査の過程におい</u></p>	<p>要と判断される具体的な資料の提出を要請する。</p> <p><u>また、当委員会は、詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する場合には、当委員会において当該企業結合計画について詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。</u></p> <p><u>なお、当該企業結合計画につき意見がある者は、何人も、当委員会が詳細審査を行う旨の公表を行った後、30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。</u></p> <p>5 <u>詳細審査</u></p> <p><u>当委員会は、詳細審査を行う必要がある旨を当事会社に通知した後、詳細審査を開始し、上記「4」で要請した具体的な資料の提出が完了した日から、原則として90日以内に、独占禁止法第4章の規定に照らして問題があるか否かについて審査を行い、審査結果につきその理由も含め文書で回答するとともに、公表するものとする。</u></p>

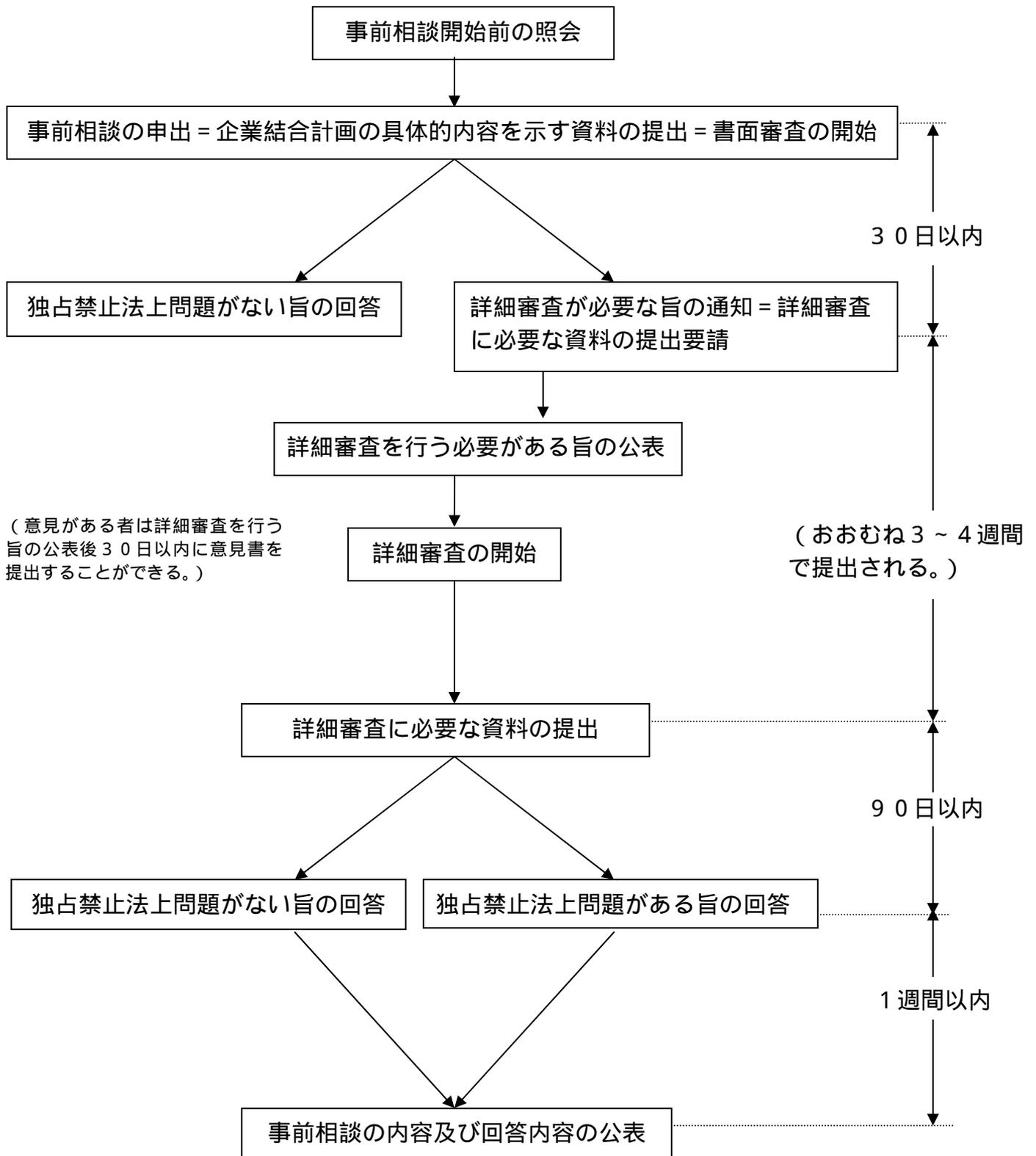
改正後	改正前
<p><u>て、当該企業結合計画が独占禁止法第4章の規定に照らして問題がある旨指摘しようとする場合には、他の事業者の秘密にわたる部分を除き、問題があると判断した根拠（当事会社が主張した事実に係る認定、当委員会で実施した調査・分析やアンケート調査の結果等）を示すものとする。</u></p> <p><u>オ 審査結果の回答</u></p> <p><u>第2次審査の結果については、当事会社が上記「(1)」で要請した具体的な資料を提出した日から原則として90日以内に、その理由も含め文書で回答するとともに、当事会社の秘密にわたる部分を除き公表するものとする。</u></p> <p><u>5 通知・回答期限の例外</u> 上記「3(3)」又は「4(2)オ」に規定した通知・回答期限は、例えば、次のような場合には適用されない。 (略)</p> <p><u>6 公表期日</u> 事前相談の内容及び上記「4(2)オ」の回答内容を公表する期日は、当事会社に事業者の秘密にわたる部分があるか否かを検討する機会を付与する<u>期間を考慮し、原則として、上記「4(2)オ」の回答後1週間以内とする。</u></p> <p><u>7 事前相談の中止</u> (1)～(3) (略) (4) 非公表事案について、当委員会が、<u>第2次審査が必要である旨を通知した段階において、当事会社による当該事案の公表が行われない場合</u></p> <p><u>8 法定手続との関係</u> 上記「3(3)」又は「4(2)オ」の回答において、独占禁止法上問題がない旨の回答をした後、<u>法定の届出等において、事前相談の対象と</u></p>	<p><u>6 通知・回答期限の例外</u> 上記「4」又は「5」に規定した通知・回答期限は、例えば、次のような場合には適用されない。 (略)</p> <p><u>7 公表期日</u> 事前相談の内容及び上記「5」の回答内容を公表する期日は、当事会社に事業者の秘密にわたる部分があるか否かを検討する機会を付与する<u>観点から、上記「5」の回答後1週間以内とする。</u></p> <p><u>8 事前相談の中止</u> (1)～(3) (略) (4) 非公表事案について、当委員会が、<u>詳細審査が必要である旨を通知した段階において、当事会社による当該事案の公表が行われない場合</u></p> <p><u>9 法定手続との関係</u> 上記「4」又は「5」の回答において、<u>独占禁止法上問題がない旨の回答をした後、法定の届出等において、事前相談の対象とされ</u></p>

改正後		改正前	
<p>された企業結合計画と同一内容の届出等が行われた場合には、法定の措置を採ることはないものとする。ただし、届出等の内容が、事前相談の対象とされた企業結合計画と異なる場合や下記「<u>9</u>」に該当するような場合には、この限りでない。</p> <p><u>9</u> 回答の撤回 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p><u>別添 競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素の根拠を示す資料の例</u></p>		<p>た企業結合計画と同一内容の届出等が行われた場合には、法定の措置を採ることはないものとする。ただし、届出等の内容が、事前相談の対象とされた企業結合計画と異なる場合や下記「<u>10</u>」に該当するような場合には、この限りでない。</p> <p><u>10</u> 回答の撤回 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	
<p><u>企業結合ガイドラインの項目</u></p>	<p><u>当事会社からみて、競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素</u></p>	<p><u>根拠資料の例</u></p>	
<p>第2-2</p>	<p><u>一定の取引分野(商品の範囲)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>商品の概要(形状, 特性等)</u> ・ <u>原材料, 製法, 製造工程図</u> ・ <u>品質・性能や規格・方式による商品の差異の程度</u> ・ <u>効用等が同種又は類似の商品</u> ・ <u>商品別価格, 取引数量の動き</u> ・ <u>需要者の認識・行動の特徴</u> ・ <u>工場生産設備の概要(ラインの切替可能性等)</u> ・ <u>関連する文献, 調査・分析等(以下, 同じ。)</u> 	
<p>第2-3</p>	<p><u>一定の取引分野(地理的範囲)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業国・区域(当事会社及び競争者)</u> ・ <u>工場・事業所の所在地・事業区域(当事会社及び競争者)</u> ・ <u>需要者の買い回る範囲, 購買行動</u> 	

改正後			改正前
		<p>開発投資額（人員，施設の概要等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該商品に係る国内外の技術革新の速さや程度，商品陳腐化の状況，売上高に占める研究開発投資費の割合の推移 	
第4-2 (2)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入数量・輸入価格の推移（価格形成要因，国内品との価格差） ・国際的取引に係る関税その他の税制や法制度上の規制の有無・内容 ・輸入品の価格・品質・技術，輸入に係る費用・設備（物流・貯蔵設備等） ・輸入品の輸出国の需要動向・輸出余力，海外における有力な事業者の概要 ・今後の輸出入の予測 	
第4-2 (3)	参入	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の法制度上の参入規制の有無 ・実態面での参入障壁の有無（参入に必要な生産設備の適正規模と所要資金額，立地条件，技術条件，原材料調達の条件，販売面の条件等） ・過去の参入事例及びその効果 ・参入可能性のある事業者や参入計画の有無，参入予定者の事業計画 	
第4-2 (4)	隣接市場からの競争圧力	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度（競合品，隣接地域） 	

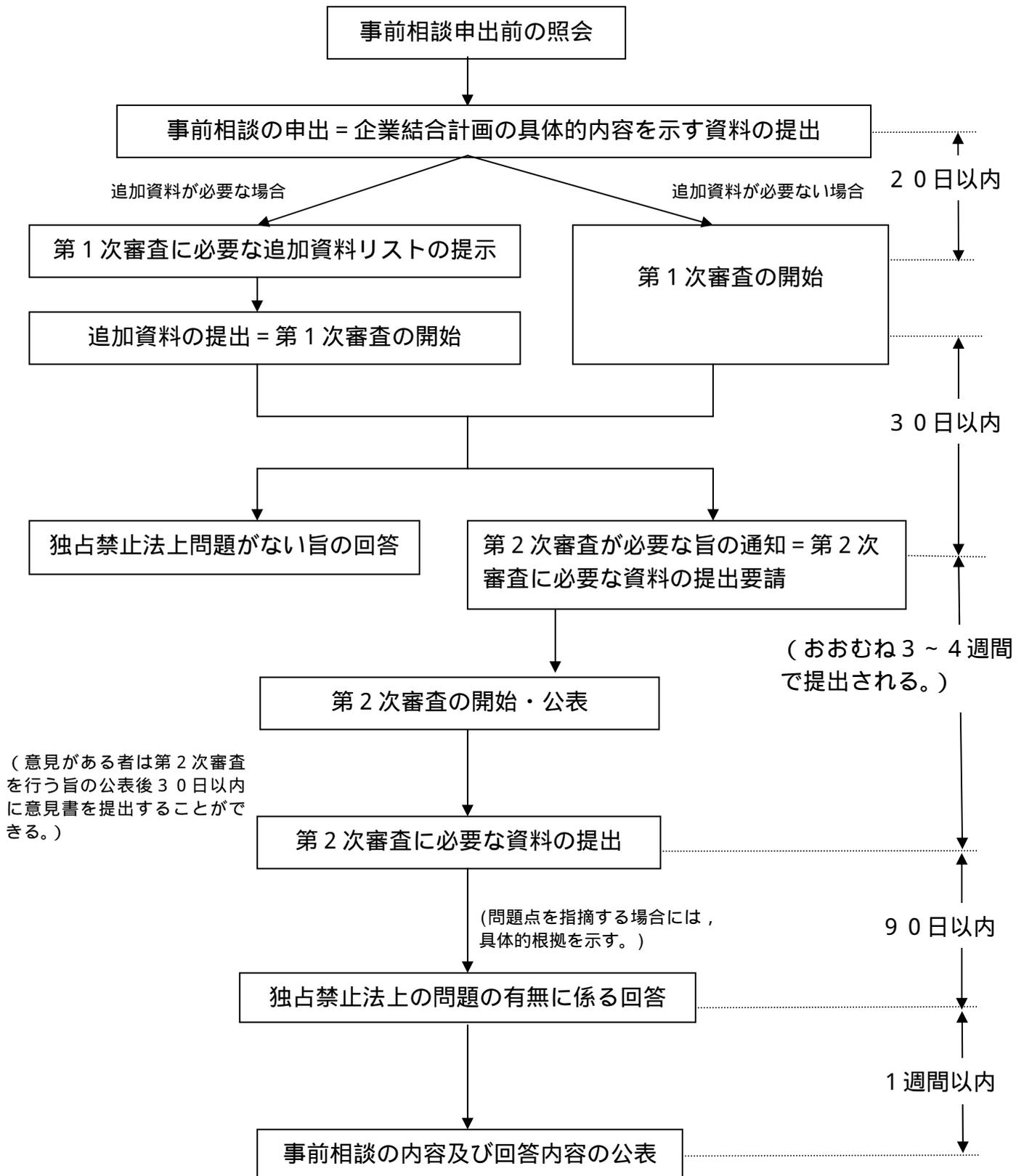
改正後			改正前
第4-2 (5)	需要者からの競争 圧力	<ul style="list-style-type: none"> ・主要需要者名（所在地，<u>販売数量・金額の推移</u>） ・主要な需要者規模別販売先（大口・小口需要者）及び取引関係（販売数量（金額）の推移，取引方法等） ・需要者間の競争状況 ・取引先の変更容易性（取引先の切替費用，ユーザーの複数購買の状況，取引先の切替例等） 	
第4-2 (7)	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・企業結合に伴う合理化・効率化計画及び経済的效果の内容，算定根拠（規模の経済性，生産設備の統合，工場の専門化，輸送費用の軽減，研究開発の効率性等） ・当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書，効率性に関する株主及び金融市場に対する説明資料等 ・効率性向上による価格低下・品質向上・新商品提供等に係る過去の実績 	
第4-2 (8)	当事会社 グループ の経営状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・業績不振に陥っている当事会社に係る財務状況 ・業績不振に陥っている当事会社を救済することが可能な他の事業者との交渉の状況 	
<p>（注）市場規模，価格，数量，市場シェア等の推移については，一般的には3～5年分程度を提出することが望ましいが，事案の内容，取引の特性や入手可能なデータの有無等によって，推移をみるべき期間は異なり得る。</p> <p>なお，このようなデータの収集源としては，政府統計，業界団体の統計，市場調査機関の資料，POSデータ（消費者向けの商品の場合）などが考えられる。</p>			
<p>（参考1） （添付のフローチャートを参照）</p> <p>（参考2） （略）</p>			<p>（参考1） （添付のフローチャートを参照）</p> <p>（参考2） （略）</p>

(参考1) 企業結合計画に関する事前相談への対応フローチャート(改正前)



(注) 独占禁止法上問題がある旨の回答を行う場合において、当事会社から問題解消措置の申出があったときは、この申出内容を踏まえて回答を行う。

(参考1) 企業結合計画に関する事前相談への対応フローチャート(改正後)



注1：当事会社は、必要に応じて、いつでも資料・意見書等を提出することができる。

注2：独占禁止法上問題がある旨の回答を行う場合において、当事会社から問題解消措置の申出があったときは、この申出内容を踏まえて回答を行う。